

いずみさの女性センターで 自分らしさの種、育ててみませんか？

フムフムなるほど情報の種

男女共同参画に関する様々な情報を集めています。

- ・ 生き方、心やからだなど、テーマを絞った図書の貸出し
- ・ 国や府の発行するリーフレットの配布
- ・ 他市で開催されるイベント情報などの提供



いきいきグングン エンパワーメントの種

一人ひとりが自分の力を育て、発揮する（エンパワーメント）ための機会を提供します。

- ・ 情報誌「Fine」の発行
- ・ ジェンダーや自己表現など、エンパワーメントするための講座の開催



わくわく&スクスク 出会いとネットワークの種

いろんな人との出会いの場を提供します。

- ・ 登録グループの活動支援
- ・ グループ間のネットワークづくり
- ・ 癒し、健康、仲間づくりなどをテーマとするセミナーの実施



女性のための相談

◆ 電話相談（相談専用）

TEL 072-469-7402
毎週水曜日
(第5水曜日・祝日を除く)
午前10時～正午、午後1時～3時

◆ 面接相談（予約制）

相談日・時間は要問合せ。夜間相談有。
(市内在住・在勤の方)
予約 **TEL/FAX 072-469-7125**

いずみさの女性センターは、

泉佐野市における男女共同参画社会実現のための、拠点施設です

《開館時間》 午前9時～午後5時15分
《休館日》 日・月曜日(祝日と重なった場合は、翌火曜日休館)
国民の祝日
年末年始

〒598-0005 泉佐野市市場東1丁目295-1 TEL/FAX 072-469-7125

泉佐野市人権推進課 〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目295-3
TEL 072-463-1212/FAX 072-464-9314

みんなで作ろう！

男女共同参画社会

男女共同参画社会とは
すべての人が個人として尊重され、
性別にとらわれることなく、
自分らしく、のびやかに
生きることのできる社会です。

性別によって差別されたり、決めつけられたり、排除されたりせず、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がともに生きることのできる社会

女性も男性も社会の対等な構成員として尊重され、ともに政策や方針決定の場に主体的に関わり、お互いに責任を分かち合える社会

女性も男性も、職場・家庭・地域社会の中で協力し合い、その一員としての役割を果たしながら、喜びや夢を持つことができる社会

性別で
左右されることなく、
個性や能力を発揮できる
社会に!!



男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、1999(平成11)年6月23日に公布・施行されました。2001(平成13)年度からは、毎年6月23日からの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事や広報・啓発活動を全国で展開しています。

この法律は、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進していくために5つの基本理念を定め、国・地方公共団体や国民の果たすべき役割について基本的な枠組を定めています。

5つの基本理念

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

世界から日本を見てみると…

● ジェンダー・ギャップ(男女格差)指数

世界経済フォーラム(WEF)が毎年独自に算定しているもので、経済・政治・教育・健康の4分野のデータから作成され、男女格差を測る指数です。日本は、144か国中114位(2017年)で、総合順位が依然として低位になっています。

国際的に見ると、日本は経済、政治分野における女性の参画が低い水準となっています。

分野ごとの日本の順位

経済…114位(前年118位)
 政治…123位(前年103位)
 教育…74位(前年76位)
 健康…1位(前年40位)

主な国の順位(2017年)

順位	国名	前年順位
1	アイスランド	1
2	ノルウェー	3
3	フィンランド	2
4	ルワンダ	5
5	スウェーデン	4
⋮	⋮	⋮
49	アメリカ	45
⋮	⋮	⋮
71	ロシア	75
⋮	⋮	⋮
100	中国	99
⋮	⋮	⋮
114	日本	111
⋮	⋮	⋮
118	韓国	116

男女共同参画社会のすがた

「男は仕事」「女は家事・育児・介護」のように、性別によって役割を決める考え方を、**固定的な性別役割分担意識**といいます。男女共同参画社会では、性による固定的な決めつけがなく、喜びも責任も分かち合い、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会をめざしています。「男だからこうあるべき」「女だからこうあるべき」といった理由で制約を受けることなく、何よりも本人の意思が尊重され、自分らしくのびやかに生きることが大切です。

家庭では

家事、育児、介護などを家族みんなで協力する。



地域では

物事を決める場に、男女がともに参画する。



職場では

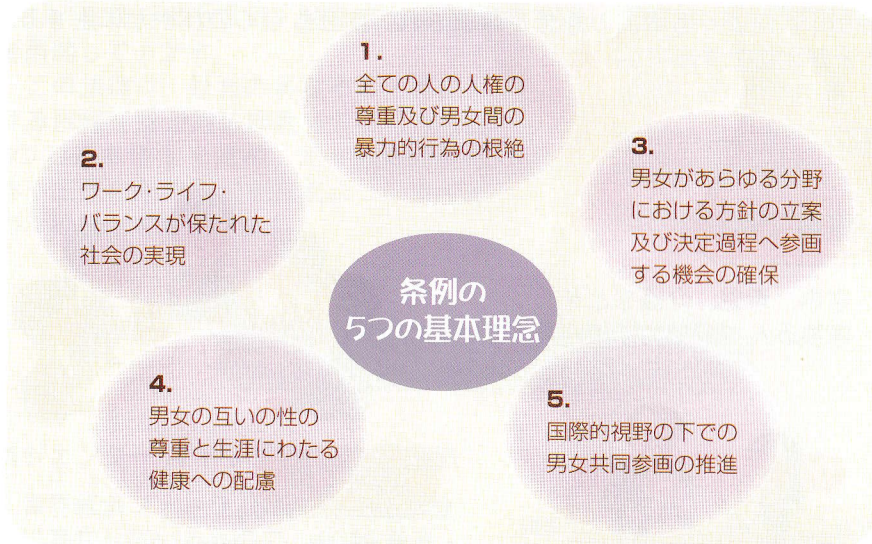
男女がともに仕事と家庭・地域生活の両立ができる職場づくりをする。

学校では

男女に関わりなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材を育てる。

泉佐野市ではどんな取組をしているの？

- 泉佐野市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、平成29年3月に「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」を制定しました。この条例に基づいて、市民のみなさんといっしょに、男女共同参画社会づくりを進めています。



- 泉佐野市では、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に実施するために、平成24年に「第2次いずみさの男女共同参画行動計画(第2次人ひとプラン)」を策定しました。この計画に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる社会をめざして取組を進めています。

◆ 計画の基本的な考え方

- 1 男性にとっての男女共同参画の推進
- 2 子どもにとっての男女共同参画の推進
- 3 実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
- 4 パートナーシップの推進
- 5 DV対策の推進

女性に対する暴力をなくすために

DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。女性に対する暴力が起こる背景には、女性への性差別や男性優位の社会構造があります。このことは、男性が女性を支配の対象として見たり、女性を所有するという意識につながります。そして、同じ人間として対等な関係を築いていくことをむずかしくします。

女性に対する暴力をなくすためには、社会全体が暴力を許さないという認識を持つことが大切です。また被害にあったら一人で悩まず専門機関等に相談しましょう。(※裏表紙「女性のための相談」参照)

次のような暴力で悩んでいませんか？

配偶者やパートナーが・・・

- ・殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたりする
- ・大声で怒鳴る
- ・無視する
- ・性的な行為を強要したり、避妊に協力しない
- ・生活費を渡さない
- ・子どもを取り上げると脅かす
- ・外出や電話を細かくチェックし、行動を監視したり制限したりする
- ・友人や親戚との付き合いを制限する

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった者(男性、女性の別を問いません。)からの暴力をいいます。暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力なども含みます。2001(平成13)年に「DV防止法」ができ、DVは個人的なことではなく、社会的な問題として取組が進められています。

多様な働き方・暮らし方

少子高齢化、人口減少社会の到来を迎え、時代の変化に対応するために、一人ひとりが意欲と能力に応じて、様々な働き方や暮らし方を選択できる社会の実現が求められています。男女がともに暮らしやすい社会を実現していくためには、あらゆる分野での女性の参画がこれまで以上に必要です。国会議員の割合や企業における管理職の登用、身近なところでは自治会やPTAの会長など、社会的な意思決定の場では、まだまだ女性が少ない状況です。

また、働きたい人がライフステージに合わせて働き続けられるよう、長時間労働の見直しや、柔軟な働き方ができることも重要です。

●女性活躍推進法

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成28年4月に施行されました。

これにより、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられています。

この法律は、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざしています。

女性活躍推進法の基本原則

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

●ワーク・ライフ・バランス

男性の多くは、これまで仕事中心の生き方をしてきて、育児や地域活動への関心があるにもかかわらず、参画することがむずかしい状況でした。また、男女双方の働き方が、様々な生活場面（育児や家事、余暇活動など）と調和のとれた状態でなければ、女性にとっても就業を継続することは困難です。

少子高齢化、グローバル化、情報化、核家族化等が進展する中で、仕事と育児や介護等の家庭生活、その他の活動のバランスを図ることは、私たちの生活の質を高め、一人ひとりの希望に沿った生活スタイルを確立するために重要なことです。

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」とは、男女がともに人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの希望にそって展開できる状態のことです。

